

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月

国民年金の加入手続は、当初、結婚した昭和 51 年 2 月頃に義母が市役所の出張所で行ってくれたと思う。その後、数回にわたり厚生年金保険との切替手続は私自身が行い、保険料については地域の納税組合を通じ夫と一緒に納付していたので、申立期間について夫は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続も適切に行っているなど、年金制度への理解及び保険料納付に対する意識の高さがうかがえることから、申立期間の 1 か月のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が、一緒に納税組合を通じて保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間における保険料は納付済みである上、夫婦共に納税組合に加入していたことが、市の国民年金被保険者名簿からも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月11日に、B社C店における資格取得日に係る記録を51年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月16日から同年3月11日まで
② 昭和51年2月1日から同年3月1日まで

昭和48年4月から51年5月まで、継続してA社及びB社に勤務し、途中退職したことは無かったので、年金記録が空白期間となっている申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社D店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社D店に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から、昭和49年3月11日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における昭和49年1月のオンライン記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散している上、申立期間①当時の事業主も既に他界しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、同僚及び元事業主の証言により、申立人は、B社（A社が昭和51年1月に商号変更）に継続して勤務し（A社D店からB社C店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、A社D店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年2月1日に、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、同日付で、B社及びその関連会社において被保険者資格を再取得している同僚が複数確認できることから、同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社C店における昭和51年3月のオンライン記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散している上、申立期間②当時の事業主も不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から8年3月まで
申立期間については、平成4年3月に解約した生命保険の解約金で、平成2年度及び3年度の夫婦二人分の保険料を納付し、その後は夫婦で同じように納付してきたので、妻と納付記録が違っていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に解約した生命保険の40万円から50万円の解約金の約半額で、平成2年度及び3年度の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該期間の二人分の保険料額は41万7,600円である上、オンライン記録によると申立人の妻の納付済みとなっている2年度及び3年度の保険料の納付日は、それぞれ平成3年9月12日及び4年2月12日であることから、その主張とは相違する。

また、申立期間は72か月と長期間であり、行政側が継続して記録管理を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
20 歳になった当時、母親から国民年金に加入したと聞き、その際、将来のために年金がいかにか大切に聞かされた記憶がある。申立期間当時、町内の人が集金に来ており、両親の分と一緒に私の国民年金保険料も納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続を行っていたとするその両親は他界していることから、申立期間における加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「申立期間当時、自宅に町内の人が保険料の集金に来ていた。」と供述しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の加入者の資格取得日から昭和 40 年 1 月頃であると考えられ、その時点で申立期間は大半が保険料を遡って納付する期間となることから、納付組織を通じては保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の申立期間の月別納付欄には「時効消滅」の押印がされていることから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 9 日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われたことが分かったので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 12 月から 9 年 12 月までは 47 万円、10 年 1 月から同年 9 月までは 36 万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 10 月 9 日以降の同年 11 月 25 日付けで、いずれも遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認でき、また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者は申立人のみであったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時は売り上げが減少し、厚生年金保険から国民年金へ変えざるを得ない時期であった。会社の代表者印は自らが管理していたが、申立期間当時、社会保険事務を委託していた会計士に言われるまま、標準報酬月額に係る訂正処理の関係書類に会社の代表者印を押したかもしれない。」と供述しているが、申立人に係る減額訂正処理は、申立人が当該会計士に対する社会保険事務の委託期間が終了したとする平成 9 年 10 月から約 1 年後の 10 年 11 月 25 日に行われている。

さらに、当該会計士は、「A社の社会保険事務を受託したことは無い。したがって、標準報酬月額の減額訂正処理に関わったことも、その相談を受けたことも無い。」と証言していることなどから判断すると、申立人は、A社の代表

取締役として、自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責務を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1779

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所からの通知により、申立期間の標準報酬月額が 15 万円と低く記録されていることが分かった。しかし、当時の給与明細書からは、標準報酬月額 47 万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 10 月 1 日以降の同年 10 月 5 日付けで、遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）からの呼び出しを受けて出向いたことを認めている上、複数の元同僚は、「当該事業所から、『社会保険料が支払えないので一度退職した形にします。健康保険は任意継続被保険者として 2 年間加入するので、国民年金へ各々加入してください。』との説明を受けた。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間後に健康保険任意継続被保険者としての資格を取得していることが確認できる上、全国健康保険協会では、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 2 月 1 日までについて、申立人に係る標準報酬月額は 15 万円であると回答していることから判断すると、社会保険事務

所が申立期間に係る上記の標準報酬月額減額訂正処理を、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から同年9月1日まで
昭和55年7月7日から平成元年12月30日までの間、A社を途中で辞めることなく、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立期間の一部について、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立人は平成元年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人の健康保険被保険者証は同年7月25日に返納されていることが確認でき、申立人が同年9月1日に被保険者資格を再取得した際には、新たな整理番号が付番されていることが確認でき、当該オンライン記録に不自然な点は見当たらない。

また、当該事業所では、「申立期間当時、社会保険事務については前社長が行っていたが、他界しているため詳しい内容は不明であり、当時の資料も保管していない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 10 日から 15 年 1 月 1 日まで

平成 14 年 7 月から A 社 B 支店に勤務し、当初より給与から厚生年金保険料が引かれていたことを記憶しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。銀行の預金取引明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立期間については、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された銀行の流動性預金取引明細表に記録されている A 社から支払われた平成 14 年 7 月分から同年 12 月分までの給与振込金額は、上記の賃金台帳における給与支給額と一致していることが確認できる。

さらに、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は平成 15 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 11 月 1 日まで
給与明細書により確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と、年金記録の標準報酬月額は違っていると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額について、申立人が所持するA社の給与支給明細書により、平成 9 年 4 月から 10 年 9 月までは、標準報酬月額 53 万円に見合う厚生年金保険料が控除されており、同年 10 月については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 4 月から 10 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 12 月 4 日付けで、遡及して 47 万円に訂正処理され、同年 10 月の標準報酬月額は 44 万円と記録され、訂正処理はされていないことが確認できる。

このことについて、A社は、「申立期間について賃金誤支給があったことから、遡り標準報酬月額を修正した。国（厚生労働省）で管理する記録が正しいと考える。」旨回答しており、当該記録訂正により発生した保険料の差額については、「当時、支社担当者等から本人に説明し、本人指定口座へ振込みを行っている。」旨回答している。

また、当該事業所の保管する管轄社会保険事務所長（当時）宛ての標準報酬月額の修正依頼文書において、出向者の割増賃金について誤支給があり、賃金を多く支給してしまった場合は、被保険者一人一人に内容を説明し、誤支給額を戻入するとともに、保険料の還付は本人指定の銀行口座に振込みする旨記載されている。

さらに、当該事業所の保管する申立人に係る振込システム結果表（申立人の振込口座、支払金額、支払予定日等の記載あり）に記載された支払金額が、記録訂正前後の保険料の差額と一致している上、申立人が預金口座を開設している金融機関から提出された預金取引明細表により、申立人の預金口座に、当該事業所から保険料差額相当額が振込入金されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。